

2. 指定文化財データベース

国指定文化財

木造千手観音坐像 もくぞうせんじゅかんのんざどう

区分：有形文化財 種別：彫刻 数量：1躯

所有者：普門寺

指定年月日：昭和15（1940）年10月14日

【解説】

平安時代弘仁期（810～824年）恵辨僧都の作と伝えられ、元は京都の高雄山神護寺に祀られていたが、応仁の乱などの幾多の兵火をのがれ、普門寺に遷坐したという。播磨の守護職であった赤松円心が厚く信仰していたとも言われる。合掌定印を結ぶ多くの手はその救いが無限であり、その方便が無量であることを示す。十一面千手観音の坐像としては、県下で唯一のものである。

なお昭和15（1940）年には旧国宝に指定され、昭和25（1950）年制定の文化財保護法により重要文化財となった。



国指定文化財

赤穂の製塩用具 あこうのせいえんようぐ

区分：民俗文化財 種別：有形民俗文化財 数量：237点

所有者：赤穂市（管理者：歴史博物館）

指定年月日：昭和44（1969）年4月12日

【解説】

我が国における代表的な伝統的製塩法には、主に揚浜塩田と入浜塩田がある。赤穂市をはじめとした瀬戸内海沿岸地域では広い砂州と潮汐干満の大きな差を利用した入浜塩田が盛んに行われてきた。入浜塩田は海水を水路で導入し、砂面に浸透させて製塩するものであり、赤穂は瀬戸内海沿岸の入浜塩田を代表する地域の一つであった。

本資料は、赤穂市域で使用されてきた入浜塩田での製塩用具一式を収集したもので、失われた技術を伝えるうえで重要である。



国指定文化財

坂越の船祭 さこしのふなまつり

区分：民俗文化財 種別：無形民俗文化財 数量：一

保護団体：坂越の船渡御祭保存会

指定年月日：平成24（2012）年3月8日

【解説】

赤穂市坂越の海運業の発達とともに伝承されてきた船祭であり、優雅で華やかな船団による船渡御祭は、海上にある御旅所に神輿が神幸する大規模な船祭りの典型例と考えられるものである。

「権伝馬」と呼ばれる2隻の手漕ぎの船による船競漕や若者たちによるバタカケなど多彩な構成要素が見られるとともに、頭人を中心とする祭祀組織にも地域的特色が顕著であり、我が国の祭礼文化やその変遷を理解する上で重要である。



国指定文化財

大石良雄宅跡 おおいしよしとかたくあと

区分：記念物 種別：史跡 数量：3,796.12㎡

所有者：赤穂大石神社（管理団体）赤穂市

指定年月日：大正12（1923）年3月7日

【解説】

大石家は、正保2（1645）年に常陸国笠間より赤穂に移封してきた浅野家の筆頭家老を代々務めた家柄であり、赤穂事件で有名な大石内蔵助良雄は、祖父良欽の跡を継ぎ、21歳の若さで筆頭家老になった人物である。これら大石家一家三代が57年にわたり居住した場所が、大石良雄宅跡として指定されている。

後の森時代には、複数の武士が分割居住し、廃藩置県後は民間に払い下げられたが、花岳寺仙珪和尚によって購入保存され大正元（1912）年に大石神社が建立された。江戸期の建造物として長屋門が残されている。



国指定文化財

赤穂城跡 あこうじょうあと

区分：記念物 種別：史跡 数量：190,405.17㎡

管理団体：赤穂市

指定年月日：昭和46（1971）年3月31日

追加指定年月日：平成15（2003）年8月27日

【解説】

常陸国笠間から入封した浅野長直が、池田時代に築かれた城郭を基礎として、慶安元（1648）年から寛文元（1661）年にかけて築城した城郭である。浅野家断絶後は永井家、森家の居城となった。

廃藩置県後は民間に払い下げられ、本丸には兵庫県立赤穂中学校（後の兵庫県立赤穂高校）が建設された。昭和46（1971）年の史跡指定後は公有地化が図られ、継続的な整備が行われている。

城郭総体がよく残され、大手門、水手門周辺等において軍学の影響が多く見られる点において、近世城郭史上、価値ある遺跡である。



国指定文化財

田淵氏庭園 たぶちしていえん

区分：記念物 種別：名勝 数量：4,384.28㎡

所有者：個人

指定年月日：昭和62（1987）年5月25日

追加指定年月日：平成18（2006）年7月28日

【解説】

寛文13（1673）年以降、製塩業を営んだ田淵家が江戸中期に造営し、現在まで維持されてきたものである。建築、庭園ともに当代一流の造営がなされ、今日まで当時の姿をよくとどめている。

庭園は、茶亭露地と書院庭園からなり、三崎山の傾斜を利用して山際に茶亭「明遠楼」「春陰斎」を、平地に書院を配して構成されている。春陰斎を中心に、中潜りや腰掛待合が配され、上部の明遠楼と下部の書院を巧みにつないでおり、全体が一つの庭として見事に融合している。

平成18（2006）年5月19日敷地すべてが名勝に追加指定された。



国指定文化財

旧赤穂城庭園 本丸庭園 二之丸庭園 きゅうあこうじょうていえん ほんまるていえん にのまるていえん

区分：記念物 種別：名勝 数量：24,912.58㎡

所有者：赤穂市

指定年月日：平成14（2002）年9月20日

【解説】

本丸庭園は、本丸御殿南面の大池泉、中奥坪庭の小池泉、本丸北西隅の池泉で構成され、発掘調査によって見つかった遺構を整備し、公開している。

二之丸庭園は、本丸門前に占地する大石頼母助屋敷の南から二之丸西仕切にまでに至る大規模な廻遊式庭園である。発掘調査の成果を活かし、平成14（2002）年度より継続的な整備が行われている。なお、これらの庭園への給水は、千種川上流から取水された上水道によって賄われていた。

本庭園は、本丸と二之丸が一体となって保存される大名庭園であり、江戸期の庭園利用の一端がわかる点で重要である。



国指定文化財

生島樹林 いきしまじゅりん

区分：記念物 種別：天然記念物 数量：80,974㎡

所有者：大避神社

指定年月日：大正13（1924）年12月9日

【解説】

坂越湾に浮かぶ周囲2km余りの生島には秦河勝の漂着伝説があり、古来より秦河勝を祭神とする大避神社の禁足地であったことから、大避神社の神域として保全され、スダジイ、アラカシなどを優占種とする照葉樹林が分布している。

その樹種は190種と言われ、原始林として瀬戸内でも貴重な植性を保っているため、大正13（1924）年に国の天然記念物に、更に昭和32（1957）年には国立公園特別保護区に指定された。



記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択

坂越の船祭り さこしのふなまつり

種別：記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択

保護団体：坂越大瀬神社氏子会

選定年月日：平成4（1992）年2月25日

【解説】

坂越の海運業の発達とともに伝承されてきた船祭りであり、優雅で華やかな船団による船渡御祭は、海上にある御旅所に神輿が神幸する大規模な船祭りの典型例と考えられるものである。

瀬戸内海を代表する伝統的な船祭りとして注目され、「權伝馬」と呼ぶ2隻の手漕ぎの船による船競漕や若者たちによるバタカケなど多彩な構成要素が見られるとともに、頭人を中心とする祭祀組織にも地域の特徴が顕著であり、我が国の祭礼文化やその変遷を理解する上で重要である。総合調査を経て、平成24（2012）年に国指定重要無形民俗文化財に指定された。



県指定文化財

旧日本専売公社赤穂支局 きゅうにほんせんばいこうしゃあこうしきょく

区分：有形文化財 種別：建造物 数量：3棟

所有者：赤穂市（管理者）民俗資料館

指定年月日：昭和61（1986）年3月25日 指定番号：197

【解説】

赤穂の塩は、奈良時代以来の歴史をもっている。本建築は明治38（1905）年の塩専売法の施行により設置された大蔵省赤穂塩務局の庁舎であり、同時に塩倉庫などの建築も開始され、明治41（1908）年6月に完成した。

昭和49（1974）年5月に赤穂市に譲渡され、昭和57（1982）年12月に市立民俗資料館として開館している。現在、旧事務所は本館、旧文書庫は資料庫、塩倉庫は収蔵庫として利用されている。

現存の建物はいずれも当時の建築であって、その保存状況もよく、日本最古の塩務局庁舎一連の遺構として、また明治建築史上においても重要である。



県指定文化財

地蔵立像板碑 じぞうりつぞういたび

区分：有形文化財 種別：考古資料 数量：1基

所有者：赤穂市（管理者）有年栖原中所地区

指定年月日：昭和62（1987）年3月24日 指定番号：44

【解説】

高さ175cm、幅165cm、厚さ30cm前後の花崗岩の表面中央部を彫りくぼめた中に像高66cm、裾幅25cmの仏体を刻んでいる。右手に錫杖、左手に宝珠をもつ。衣文は南北朝期の特徴を示している。

堂宇の中にあり保存状態は良好であるが、銘文はかなり磨滅している。延文3（1358）年の紀年銘をもち「地藏菩薩本願經」を引用している。中世の石仏では市内最大、唯一の紀年銘をもつもので貴重な文化財である。

なお、この石仏は地中に埋められたように見えることから「生えぬき地藏」あるいは転じて「歯抜き地藏」とも呼ばれている。



県指定文化財

銅鐸鑄型片 どうたくいがたへん

区分：有形文化財 種別：考古資料 数量：1口

所有者：赤穂市（管理者）歴史博物館

指定年月日：平成5（1993）年3月26日 指定番号：63

【解説】

この銅鐸鑄型片は鈕から舞の部分にあたり、外型の上半部分である。砂岩製で、長さ24cm、幅36cm、厚さ18.5cm、重さ23.2kgを測る。

文様は全体に彫りが浅く、一部摩滅して明瞭でないが、全体としてはほぼ確認できる。鑄型には変色も見られ、この鑄型で銅鐸が鑄造されていたことが推定される。復元される銅鐸の全長は80cmで、弥生中期の銅鐸としては最大級のものである。



県指定文化財

船祭り祭礼用和船（船倉1棟付き） ふなまつりさいれいようわせん（ふなぐらいっとうつき）

区分：民俗文化財 種別：有形民俗文化財 数量：6隻
所有者：大避神社
指定年月日：昭和60年（1985）3月26日 指定番号：34

【解説】

坂越は、漁労、廻船を主業として成立し、近世には赤穂藩の他藩との結節点として機能した。本物件は、港町坂越に伝わる大避神社の祭礼「坂越の船祭り」（国重要無形民俗文化財）において、その中心的行事である神輿渡御に使用される神事専用の和船である。

現在の渡御に使用される和船は11隻あるが、このうち漕船2隻、楽船1隻、御座船1隻、警固船1隻、歌船1隻（当時）の計6隻が和船の特色をよく伝えるものとして指定を受けた。また付けたりとして、その船倉もあわせて指定されている。



県指定文化財

赤穂宝専寺恵比寿大黒舞 あこうほうせんじえびすだいこくまい

区分：民俗文化財 種別：無形民俗文化財 数量：—
所有者：宝専寺恵比寿大黒舞保存会
指定年月日：昭和47（1972）年3月24日 指定番号：14

【解説】

塩田で働く人々の間に受け継がれてきたもので、毎年正月に家々を回ってホギゴト（祝言など）を述べる門付祭文芸人の遺風が伝わる。恵比須と大黒の面を被り、恵比須は大きい鯛を抱え、大黒は小槌を手にして、大ぶりの身ごなしで舞われる。

宝専寺には江戸中期頃から始まったと伝えられ、大正以降、しだいに廃絶しかかっていたのを、唯一の伝承者藤本茂吉氏によって復興され、再び全町内を廻り歩くようになった。面の製作は歌詞同様新しいが、これを被らないときは、御神体として祀り、二股大根と豆腐とを供物に供えるというのも一応記録に止めておくべきであろう。



県指定文化財

赤穂八幡宮獅子舞 あこうはちまんぐうししまい

区分：民俗文化財 種別：無形民俗文化財 数量：—
所有者：尾崎獅子舞保存会
指定年月日：平成17（2005）年3月18日 指定番号：41

【解説】

かつては千種川下流域一帯が氏子であった赤穂八幡宮の秋祭りにおいて、神社前で行なわれる芸能である。道中舞は、神輿の前を清めるためのもので、気性が荒い野獅子が眠っているところを太鼓の打ち出しにより覚醒させ、勇壮な鼻高が「露払」の役として先導し、ともに悪霊を祓い清めながら進んでいくものである。

寛文2（1662）年の「神幸式次第」にはすでに獅子舞の名があり、現在使用している本太鼓は貞享5（1688）年製作のものという。数多くある播磨の獅子舞のほとんどが伊勢系であるなか、獅子頭の形や、鼻高が重要な役割を演じることが特異であり、県内でも例がないものとされている。



県指定文化財

みかんのへた山古墳 みかんのへたやまこふん

区分：記念物 種別：史跡 数量：1基
所有者：大避神社
指定年月日：昭和50（1975）年3月18日 指定番号：45

【解説】

みかんのへた山古墳（1号墳）は、赤穂市坂越の瀬戸内海を見下ろす標高80mの丘陵頂上にあり、麓より見上げると、こんもりとした円形の古墳がまるで「みかんのへた」のようにみえることから名付けられたという。

墳形は直径30m、高さ4mの円丘の北東部に、長さ約4mの造出が取りつく、全長34mの造出付円墳。葺石・埴輪を持ち、埴輪には円筒埴輪・朝顔形埴輪・形象埴輪が確認されており、古墳時代中期前半（5世紀初頭～前半）に築造されたと推測される。平成25（2013）年の調査によって2号墳の存在が判明し、古墳群を形成していることが判明した。その立地から、古墳の被葬者は瀬戸内海交通を掌握した人物もしくは漁業などに従事した人物と推測されている。



県指定文化財

蟻無山古墳 ありなしやまこふん

区分：記念物 種別：史跡 数量：1基
所有者：個人
指定年月日：昭和50（1975）年3月18日 指定番号：46

【解説】

赤穂市有年原にある全長52mの中期古墳である。標高70mの蟻無山山頂に位置し、墳頂からは有年地区から上郡町、相生市までを望むことができる。

墳形は直径44m、高さ12mの円丘に造出部・突出部が取りつく「造出し付帆立貝形古墳」。葺石があるほか円筒埴輪・朝顔形埴輪と、馬・鳥・船・家・盾形の形象埴輪のほか、墳丘上より初期須恵器が採集されている。発掘調査が行われていないため、埋葬主体は不明である

周囲にはやや時期の新しい2・3号墳が確認されており、蟻無山古墳群を形成している。採集遺物から、1号墳は古墳時代中期前半（5世紀前半）に築造されたものと推測される。



県指定文化財

野田2号墳 のだにごうふん

区分：記念物 種別：史跡 数量：1基
所有者：須賀神社（管理者）有年橋原野田地区
指定年月日：昭和61（1986）年3月25日 指定番号：69

【解説】

本古墳は、有年橋原野田地区の共同墓地内にある横穴式石室古墳である。封土の大半は流失して、天井石が露出しているほか、石室の入口付近の天井石は一部欠けている。

石室は全長7.8m、そのうち玄室は長さ3.12m、幅1.77m、高さ2.5mを測り、玄門と扉石を備えているほか、閉塞石を残す。出土遺物から推察すると、この古墳の築造年代は6世紀後半～7世紀前半と考えられる。本古墳は玄門、扉石、三角持送りなど特異な構造をもつ石室であり、播磨地方でも貴重な古墳であると言える。背後に祇園山があるところから「祇園塚」とも呼ばれており、間仕切り等の特徴をもつ「祇園塚型石室」の標識遺跡となっている。



県指定文化財

木虎谷2号墳 きとらだににごうふん

区分：記念物 種別：史跡 数量：1基
所有者：個人
指定年月日：平成2（1990）年3月20日 指定番号：76

【解説】

本古墳は、21基で構成される木虎谷古墳群中の1基である。墳丘は直径15.6m、高さ6.5mの円墳で、全長9.5mの両袖式横穴式石室をもつ。そのうち玄室は長さ5.3m、幅2.2mあり、市内最大の横穴式石室である。

奥壁には「棚」と呼ばれる石がはめ込まれており、その下にはほぼ同じ大きさの板石が敷かれていたと伝えられることから、前方に蓋石を立て、側壁・奥壁を利用して石棺として用いたものと思われる。現在のところ出土資料はガラス玉のみであり、同様に棚をもつ上郡町船坂鳳張1号墳の出土須恵器の年代から、6世紀後半と推定されている。



県指定文化財

塚山6号墳 つかやまろくごうふん

区分：記念物 種別：史跡 数量：1基
所有者：個人
指定年月日：平成2（1990）年3月20日 指定番号：77

【解説】

塚山古墳群は、有年牟礼隠レ谷にあり、総数56基の古墳が確認されている市内最大の群集墳である。広範囲に古墳の分布があり、第Ⅰ～Ⅲ支群に分けられている。

本古墳はⅠ～6号墳に該当し、塚山古墳群のうち最大のもので、墳丘の直径22.6m、高さ4mを測る。基本的な構造は全長10.3mの片袖式石室であるが、玄室のほぼ中央に門のような間仕切りが設けられているのが最大の特徴である。

羨道部付近で認められた数点の須恵器から、本古墳は6世紀後半から7世紀前半に築造されたものと考えられる。本古墳のように、間仕切りを設ける横穴式石室は珍しいが、塚山古墳群では、ほかに4例が知られている。



県指定文化財

有年原・田中遺跡 うねはら・たなかいせき

区分：記念物 種別：史跡 数量：6,188㎡
 所有者：赤穂市
 指定年月日：平成2（1990）年3月20日 指定番号：78

【解説】

本遺跡は、赤穂市立原小学校の南方に広がる微高地に位置する、弥生時代中期から室町時代まで続く複合遺跡である。弥生時代中期・後期の竪穴建物跡群、古墳時代の竪穴建物跡群、飛鳥・奈良・平安時代の掘立柱建物跡群等が検出されている。

特筆すべきは弥生時代後期の墳丘墓群であり、1号墓は周溝、陸橋、突出部を備えた直径約19mの墳丘をもつ。周溝内から出土した装飾壺・装飾器台は、後に出現する特殊壺・特殊器台の祖形と見られ、葬送儀礼に使用された供献土器であって、弥生墳丘墓とともに考古学史に残るものである。現在は遺跡公園として整備されている。



県指定文化財

東有年・沖田遺跡 ひがしうね・おきたいせき

区分：記念物 種別：史跡 数量：6,533㎡
 所有者：赤穂市
 指定年月日：平成4（1992）年3月24日 指定番号：85

【解説】

縄文時代後期から室町時代に至る複合遺跡で、東は千種川、西と南は長谷川、北は有年山に囲まれている。

縄文時代後晩期の豊富な土器や石器が出土しているほか、弥生時代中後期の竪穴建物跡や古墳時代後期の竪穴建物跡が多く発見されている。また古墳時代後期の横穴式石室墳が埋没した状態で見つかった。

これらの遺構や遺物は、編年や遺構の性格の解明および集落の形成や移動に関しても貴重な資料である。現在は遺跡公園として整備されている。



県指定文化財

黒崎墓所（附）黒崎墓所記・妙道寺過去帳 1冊

くろさきぼしよ（つげたり）くろさきぼしよき・みょうどうじかこちょう いっさつ

区分：記念物 種別：史跡 数量：188㎡のうち131.82㎡
 所有者：赤穂市
 指定年月日：平成4（1992）年3月24日 指定番号：86

【解説】

近世、上方（大坂）と瀬戸内・日本海とを結ぶ西廻り航路の成立とともに、坂越は諸国廻船の入港盛んな地となった。それに伴い、航海中に坂越浦海域で海難や病によって客死するものがあり、彼らは妙道寺の管理する墓所「他所三昧（船三昧）」に埋葬された。黒崎墓所に関する妙道寺の過去帳や関係係状・取置証文等や、墓地にある墓石の銘を参照すると、北は出羽、南は種子島まで、大方の埋葬者の名・在所などの概要が判明している。

当墓所は、確かな史料で裏付けされており、港町坂越の歴史を物語る史跡として貴重である。



市指定文化財

六道絵 ろくどうえ

区分：有形文化財 種別：絵画 数量：16幅
 所有者：誓教寺
 指定年月日：平成19（2007）年3月30日 指定番号：50

【解説】

現世における善行と悪行の結果を強く意識させ、人々に印象づけるために描かれたのが「六道絵」である。

誓教寺に伝わる本図は全16幅からなり、制作は18世紀後半から19世紀前半頃と推測され比較的新しいが、全16幅という構成は他に例を見ない。内容は『往生要集』をほぼ正確に絵画化しており、箱書に「往生要集御絵」とある。三界六道の世界を詳細に描いているが、中でも地獄の場面が8幅におよび、大変克明に表現されているのが、本図の最大の特徴である。

この世における善行を説く仏の教えを見事に視覚化していると理解したい。また現在も絵解きが継承されていることが、とりわけ重要な点である。



市指定文化財

女房三十六歌仙画帖 にようぼうさんじゅうろっかせんがじょう

区分：有形文化財 種別：絵画 数量：1帖
所有者：赤穂市教育委員会（管理者）美術工芸館田淵記念館
指定年月日：平成21（2009）年4月20日 指定番号：53

【解説】

女房三十六歌仙画帖は、代表的な女性歌人36人の絵姿と、その和歌を書いた1帖の画冊である。見開きの右に和歌を、左にそれぞれの女房の絵姿を描いている。女房の各図には「岑信筆(印)」(印影は「狩野」・白文)とあり、浜町狩野家初代狩野岑信(寛文2年～宝永5年・1662～1708年)と知られる。和歌の筆者は「女房歌仙御筆者目録」が付属しており、外題近衛基熙を含め、36人の公卿が1人1首ずつ書いている。

田淵家への伝来経路は不明であるが、明治以降に入手されたものと考えられる。



市指定文化財

仏涅槃図 ぶつねはんず

区分：有形文化財 種別：絵画 数量：1幅
所有者：個人
指定年月日：平成26（2014）年3月31日 指定番号：58

【解説】

絹本着彩で、丈167.7cm、幅172.8cmを測る。中央の宝台に頭を左にした釈迦が横たわり、図上右上には、忉利天から降りる摩耶夫人が描かれる。釈迦の横たわる宝台の周りには、諸菩薩や天部、弟子達、手前(画面下部)には、同様に釈迦の死を悲しむ動物達の姿が多数描かれている。通例の涅槃図の形式では、宝台の周りの沙羅双樹が宝台の後ろに右と左に4本ずつ描かれているが、本図では、2本ずつ配される。そして、全面を大きく空け、諸菩薩・天部、さらには多くの動物の嘆き悲しむ姿が描かれている。

本図の制作年代は、鎌倉時代末から南北朝期(14世紀前半)と推測される。



市指定文化財

当麻曼荼羅図 たいままだらず

区分：有形文化財 種別：絵画 数量：1幅
所有者：個人
指定年月日：平成26（2014）年3月31日 指定番号：59

【解説】

当麻曼荼羅図は、奈良県当麻寺に伝わる根本曼荼羅の転写本である。大きさは、縦394.8cm、横396.9cmで、ほぼ正方形の大幅である。

図様は『観無量寿経疏』にもとづいて描かれたもので、中央に阿弥陀如来、左右に普賢菩薩、観音菩薩の三尊を中心に極楽の世界を表現している。

図の下辺の九区画には、九品来迎図が描かれ、その中央の区画には銘文が書かれているが、本図では文字が欠落して一部しか書かれておらず、原図からの転写本とみられる。制作は、16世紀後半から17世紀前半の絵仏師系と推測される。



市指定文化財

木造不動明王立像 もくぞうふどうみょうおうりゅうぞう

区分：有形文化財 種別：彫刻 数量：1躯
所有者：神護寺（管理者）如来寺
指定年月日：昭和56（1981）年9月1日 指定番号：1

【解説】

像高108cmで、一木彫成、背剝りを施す。両手は肩部で短く。頂蓮は前半を欠き、右手首より先は失われ、両足先は虫食いのためひどく朽損している。

光背の修理墨書銘によれば、木像は慈覚大師(円仁)の作と伝え、もと赤穂郡周世郷の高雄山神護寺清範院護摩堂の本尊であった。寛文3(1663)年から延宝2(1674)年頃にかけて、領主浅野長直の援助を契機として再興された際に修補が行われたと推定され、当時は台座・光背などを新造して安置していた。

虫害による損傷、蓋板の欠損、像容はすこぶる損じているものの相貌・体軀・衣文に古様を存し、堂々たる風格を残しており、平安時代後期の優れた木像であったと推測される。



市指定文化財

木造毘沙門天立像 もくぞうびしゃもんてんりゅうぞう

区分：有形文化財 種別：彫刻 数量：1軀
所有者：神護寺（管理者）如来寺
指定年月日：昭和56（1981）年9月1日 指定番号：2

【解説】

像高108cm、寄木造で、頭・体の幹部をとおして前後に矧ぐ。後頭部の一部は欠失している。両肩先及び足の部分は特に傷みが甚だしく、その他にもいたるところに修補のあとが見られる。右胸部のごとく、穴のあいたところに埋め木したところもある。右手指先は欠失し、左手首よりさき、天衣等も後補である。武装忿怒形をとるが相貌は温和となり、胸甲・腹甲・裳・天衣等の彫法も浅くおだやかである。

神護寺の寺伝にあるように、文覚の再興と関係づけることができるかどうかは、わからないが、本像が平安時代末期の製作にかかることだけは確かである。



市指定文化財

木造菩薩立像 もくぞうぼさつりゅうぞう

区分：有形文化財 種別：彫刻 数量：2軀
所有者：大津八幡神社（管理者）歴史博物館
指定年月日：昭和59（1984）年3月31日 指定番号：5

【解説】

かつて大津八幡神社薬師堂にある薬師如来像の両脇付として安置されていた。それぞれ「日光菩薩立像」、「月光菩薩立像」と呼ばれ、どちらも一木彫成で左手を屈臂し、像高も57.0cm、58.2cmとほぼ同一である。

本来、薬師如来の両脇侍としての日光・月光菩薩像は、左右対称であることが通例であるため、本資料は本来の日光・月光菩薩像ではない。また、材質が古様を示す月光菩薩像は平安時代後期の制作として、日光菩薩像はその後の写しである可能性も指摘されている。それぞれに後補の痕跡も多く認められるが、貴重な文化遺産と言える。



市指定文化財

船賃銀定法（付）大西家文書一括 ふなちんぎんじょうほう（つけたり）おおにしけもんじょいっかつ

区分：有形文化財 種別：古文書類 数量：1面
所有者：個人
指定年月日：平成7（1995）年5月25日 指定番号：18

【解説】

大西家は坂越で廻船業を営み、18世紀に飛躍的に発展した家柄である。元文4(1739)年の「船賃銀定法」は、181cm×25.3cmの板に全国各地への船乗り賃銀定を朱漆書きしたものであり、これに附帯する大西家文書は、同家所持の廻船、営業利益の状況、各地への舟賃のほか、舟手条目、坂越仲間や赤穂の一般廻船のことなど、相当量の赤穂廻船史料を含んでおり、「船賃銀定法」とともに非常に貴重な資料である。



市指定文化財

真殿村検地帳（付）真殿村方文書一括 まとのむらけんちちょう（つけたり）まとのむらかたもんじょいっかつ

区分：有形文化財 種別：古文書類 数量：12冊（528点）
所有者：真殿自治会（管理者）赤穂市
指定年月日：平成9（1997）年3月31日 指定番号：27

【解説】

本文書は、文禄3(1594)年以降、昭和30(1955)年代に至る長期にわたる真殿の村方文書である。文禄3年の検地帳は、おそらく現存唯一の宇喜多氏の村検地帳であり、播磨一国(16郡)に残る太閤検地帳としても、他に1冊あるのみの数少ない資料である。

村方をめぐる領主の領民支配の推移をたどる資料がすべてそろっている村は、播磨においては真殿村において外になく、その他、村明細帳や田畑ならびに山林原野の地租改正関係資料等がそろっており、本文書は村方資料としてきわめて貴重である。



市指定文化財

榑原村文書及び榑原自治会文書 ならばらむらもんじょおよびならばらじちかいもんじょ

区分：有形文化財 種別：古文書類 数量：2,458点
所有者：有年榑原自治会（管理者）赤穂市
指定年月日：平成10（1998）年4月27日 指定番号：30

【解説】

榑原村は、慶長20(1615)年から明治4(1871)年の廃藩まで赤穂藩領として存続した村であり、明治22(1889)年に有年村に、昭和30(1955)年には赤穂市に編入され、有年榑原地区として今日に至っている。

榑原村文書は、近世・近代にわたる文書1,083点、榑原自治会文書は、主として近現代の文書1,375点からなる。長年にわたる御用御触書帳、土地開発・検地・検見・免割・年貢・物成・諸入用さらには宗門改帳など、村方の状況を知らしめる多年にわたる史料が連続して残されているほか、田畑ばかりでなく、山林原野の地租改正、地価修正に関する帳簿も西播地域では珍しく揃って残されているなど、史的価値は高い。



市指定文化財

原村文書 はらむらもんじょ

区分：有形文化財 種別：古文書類 数量：一括
所有者：有年原自治会（管理者）赤穂市
指定年月日：平成12（2000）年3月31日 指定番号：38

【解説】

有年原は市の北部、千種川と矢野川の合流付近北側に位置し、西川・原・田中・北畠の集落からなる。肥沃な農地に恵まれ、古代より農業を生業とした。近世にあって、正保2(1645)年からは赤穂浅野藩領になったが、赤穂事件後は幕府領(天領)に編入され、代官支配のまま維新を迎えた。

本文書は寛永2(1625)年以降、昭和元(1925)年に至る村方文書(村会所文書)で、なかでも土地関係では江戸時代を通じての土地台帳が保存されている。また山陽道の宿場(東有年)に隣接し、千種川水運の中継地でもあったため、交通運輸に関する通達書などの史料も多い。



市指定文化財

田淵家文書 たぶちけもんじょ

区分：有形文化財 種別：古文書類 数量：一括
所有者：赤穂市教育委員会（管理者）田淵記念館
指定年月日：平成17（2005）年3月24日 指定番号：44

【解説】

田淵家は、家業(塩田経営・塩問屋・薪問屋)のほかに金融業(大名貸1船手貸)や廻船経営までもに進出し、安永～文化(1772～1817年)頃には東西あわせて106町歩を所有する日本最大の塩田地主であった。

本文書は、赤穂塩田における最大の塩業者であった田淵家が所蔵していた諸文書類を一括したものである。史資料件数1,137件のなかには田淵家の家産(経営)関係に関する諸帳簿類が多く含まれており、また代々当主がとくに茶道に造詣が深かったこともあって、芸能に関する諸冊子をはじめ、藩主の御成りに関する諸記録も多く残されている。



市指定文化財

真光寺旧蔵・柴原家文書 しんこうじきゅうぞう・しばはらけもんじょ

区分：有形文化財 種別：古文書類 数量：一括
所有者：赤穂市教育委員会
指定年月日：平成18（2006）年3月30日 指定番号：48

【解説】

当文書は、西浜塩田最大の塩業者であり、かつ近世にあって赤穂藩の御蔵元役として藩財政の一翼を担い、代々塩屋村大庄屋を世襲していた柴原家ゆかりの古文書類である。明治39(1906)年に同家が破産した時、古文書の散逸を憂いた真光寺住職が譲り受けて保管していたもの。元和7(1621)年から明和36(1903)年までの記録が残され、その点数は1万1千点を超える。

同文書のうち、中核をなすのは『柴原家年中用事控』で、寛延元(1748)年から慶応元(1865)年まで、義民・安常・安迪の三代120年におよぶ記録である。その内容は蔵元役として関わった藩財政改革や大庄屋としての役割のこと、塩田地主・塩問屋としての経営に関することなど広範囲にわたる。



市指定文化財

花岳寺山門 かがくじさんもん

区分：有形文化財 種別：建造物 数量：1棟
 所有者：花岳寺
 指定年月日：平成元（1989）年3月30日 指定番号：13

【解説】

この山門はもと、赤穂城下町の西惣門であったが、明治6(1873)年に花岳寺の二十一代仙珪和尚が購入、山門として移築したものである。

赤穂城築城当時のものではなく、森時代の建築と推定されるが、現状で門幅12尺1寸3分(約3.7m)、門高13尺8寸(約4.2m)を測る高麗門で、西惣門の遺構らしく一般的な装飾が一切なく、武家門の風格を備えている。市内に残る城郭付属建築として唯一の遺構として貴重である。

なお、この門より南のまちなみは、有力町人や札座、町会所によって占められ、ここを墓参の大名行列が通るため「御成道(おなりみち)」とも称されたという。



市指定文化財

旧坂越浦会所 きゅうさこしうらかいしょ

区分：有形文化財 種別：建造物 数量：1棟
 所有者：赤穂市
 指定年月日：平成4（1992）年4月30日 指定番号：17

【解説】

この建物は、かつての坂越浦の会所建築であり、それと同時に赤穂藩の茶屋の性格を合わせもっていた。天保3～4(1832～1833)年に建築され、藩主やその家族ならびに赤穂藩の奉行達が休憩や宿泊に利用していたことが『会所日記』に記されており、2階の「観海楼」は藩主達専用の部屋であったという。昭和6(1931)年に公会堂として改修されているが、文献から建築年代や使用の実態が詳細に判明し、かつ港町坂越のシンボルであることから、指定を受けた。

赤穂市では平成4(1992)年度から一部解体修理を実施、平成6(1994)年から一般公開している。



市指定文化財

妙見寺観音堂 みょうけんじかんのんどう

区分：有形文化財 種別：建造物 数量：1棟
 所有者：妙見寺
 指定年月日：平成9（1997）年3月31日 指定番号：28

【解説】

妙見寺は、盛時には16坊5庵を抱えた山岳寺院であったが、嘉吉の乱等を経て荒廃、明応3(1494)年に再興したと伝わる。近世には坂越港の繁栄とあいまって寺運も隆盛したが、明治の神仏分離令より縮小し、今日に至る。

当観音堂は万治2(1659)年に、妙見寺の奥の院として宝珠山上に建立されたが、後に大破し享保7(1722)年に現在地に再建されたものである。なお昭和56(1981)年には解体修理が実施されている。

建物の特徴は、近世寺社のなかでは全国的にも例の少ない懸造の形式にあり、さらに外陣ならびに正面の縁から坂越湾の絶景が望めるよう、建物形式を活かして建設位置を巧みに選んでいることにある。



市指定文化財

近藤源八宅跡長屋門 こんどうげんぱちたくあとながやもん

区分：有形文化財 種別：建造物 数量：1棟
 所有者：赤穂市
 指定年月日：平成10（1998）年4月27日 指定番号：31

【解説】

本建物は浅野時代の藩士、近藤源八屋敷跡に残る建物の一部である。古記録によると本来、この長屋門は幅18間半(33m)の規模をもっていたとされるが、現在は失われ、およそ3分の1が残されているのみである。さらに長屋門は後世には複数の侍による分割居住が行われており、内部の改変は著しかった。

赤穂城内において近世の建築遺構はわずかに大石内蔵助長屋門と本遺構としかなく、城内の侍屋敷を知ることのできる数少ない貴重な遺構であること、また大手門から城内に入った最初の侍屋敷の建物であり、大石家の長屋門と対面してかつての城内の侍屋敷の構えを今日に伝え、景観的にも貴重な遺構であることから、指定後に一部解体修理を実施し、一般公開している。



市指定文化財

石造宝篋印塔 セキぞうほうきょういんとう

区分：有形文化財 種別：建造物 数量：1基
 所有者：光明寺
 指定年月日：平成11（1999）年11月19日 指定番号：32

【解説】

黒沢山光明寺は、かつて東有年の黒沢山頂に建ち、盛時には30数坊の塔頭をもつ大寺院であったという。現在の光明寺は文政2(1819)年に山裾の東有年字片山に移り、山頂は奥の院と称して近年、大師堂と庫裏が建築された。

山頂には、宝篋印塔や五輪塔が多数散在しており、平成元(1989)年頃にその中の1基の宝篋印塔から銘文が検出された。正面の左東部に「金剛佛子良円」右東部に「建武二年亥乙五月日」の銘文がある。建武2(1335)年は南北朝最初期の年号で、各部様式もその時代相を示し、相輪を除きほぼ完存しているのは貴重で、兵庫県下の宝篋印塔で現在までに知られているものでは、本塔は第5位の古さを誇る。



市指定文化財

石造題目笠塔婆 セキぞうだいもくかさとうば

区分：有形文化財 種別：建造物 数量：1基
 所有者：光明寺
 指定年月日：平成11（1999）年11月19日 指定番号：33

【解説】

黒沢山山頂の光明寺跡にある石造物の1基に、紀年銘のある題目笠塔婆があり、別石の宝篋印塔の笠や五輪塔の風・空輪が積み上げられている。

花崗岩製で、塔身部は幅18.5×17cm、高さ40cmの方柱で、頂部面に直径7cm、高さ2.6cmの柄(ぼぞ)とみられる半円形の突起があることから、笠塔婆であることがわかる。塔身は正面だけに輪郭を巻き他の3面は素面としており、正面に「妙法蓮華經」背面に「康永四年乙酉七月十三日」の刻銘から、南北朝時代前期の康永4(1345)年に造立されたことが知られる。

兵庫県下の在銘笠塔婆では、本塔は8番目の古さで、光明寺が鎌倉末期から南北朝期にかけて、寺勢が盛んだったことを示す貴重な遺物と言える。



市指定文化財

石造五輪塔 セキぞうごりんとう

区分：有形文化財 種別：建造物 数量：1基
 所有者：個人
 指定年月日：平成11（1999）年11月19日 指定番号：34

【解説】

西有年字向山の、旧西国街道沿いの山裾にあり、花崗岩製の、等身大を超えようかという堂々たる完存塔で、一見して中世五輪塔であることがわかる。

高さ約165cm、地輪は幅58×58.5cm、高さ52.4cm、水輪は最大径57.5cm、高さ49.3cm。各輪には大ぶりの四門の梵字を葉研彫りにし、書体も悪くない。残念ながら無銘だが、これらの様式や手法から見て鎌倉時代末期から南北朝時代初期にかけてのものと推測される。造立時期の古さ、規模の大きさ等から見て、播磨地方では一級品である。



市指定文化財

石造宝篋印塔 セキぞうほうきょういんとう

区分：有形文化財 種別：建造物 数量：1基
 所有者：赤穂市
 指定年月日：平成12（2000）年3月31日 指定番号：36

【解説】

西有年の旧西国街道沿いの集合墓地に隣接してある。もとは300mほど西の街道南にあったが、平成5(1993)年3月には場整備の際に撤去され、同7(1995)年3月に現在地へ移築。花崗岩製で、相輪を欠失し、かわりに五輪塔の空・風輪を載せている。相輪部を除く高さは103cm。一見3段の基壇に見えるが、当初は上部に返花座つきの基壇および切石の基壇の二重基壇であった。

紀年銘がないが、隅飾突起の反りや切り込みの具合、塔身内の月輪や梵字の大きさ、葉研彫りの彫法、反花座の蓮弁の様式、基礎の格狭間の形などから見て、南北朝時代中期後半頃の14世紀から15世紀初頭にかけての制作と推測される。



市指定文化財

有年家長屋門 ありとしけながやもん

区分：有形文化財 種別：建造物 数量：1棟
 所有者：個人
 指定年月日：平成15（2003）年4月22日 指定番号：41

【解説】

有年家は江戸時代大庄屋を務めた家柄であり、旧西国街道沿いに建つ長屋門は、有年家の屋敷構えの一部をなすもので、18世紀末の建築とされる主屋の玄関口に位置する。

木造平屋建て入母屋屋根の構造をもち、桁行5間（約10m）、梁間2間半（約5m）を測る。斜面に築かれているため正面は石垣によって土台が築かれ、背面は礎石建てとしている。古瓦や伝承から文化年間（1804～1817）の建築と考えられている。

市内に残る江戸期の長屋門は、城内を除けば本例のみであり、主屋と一体となって赤穂藩の庄屋の屋敷構えを残す貴重な文化財である。



市指定文化財

大蓮寺山門 だいにんじさんもん

区分：有形文化財 種別：建造物 数量：1棟
 所有者：大蓮寺
 指定年月日：平成16（2004）年4月20日 指定番号：42

【解説】

開山は、釈道和尚（天文元（1532）年没）。当初は雄鷹台の山麓にあったと言われ、元和元（1615）年～寛永18（1641）年には現在地に所在していたと考えられる。

建設年代を推定する史料は瓦刻銘の「明和己丑六年」だけであるが、簡素な細部意匠、部材の風蝕などからみて明和6（1769）年頃の建物としてよいと思われる。本建物は一般的な門形式に該当しない特異な形式を持ち、市内の寺院のなかでは規模が雄大で、また江戸時代前半期を代表するような簡素な彫り物も門全体の意匠を品位のある優れたものにしていることから、市内では貴重な建築遺構である。



市指定文化財

じんごじせきざうぶつ 大石良欽寄進手洗石 おおいしよしげきしんいしどうろう おおいしよしきしんいしどうろう
 神護寺石造物 大石良欽寄進手洗石 大石良重寄進石燈籠 大石良雄寄進石燈籠

区分：有形文化財 種別：建造物 数量：5基
 所有者：神護寺（管理者）如来寺
 指定年月日：平成22（2010）年8月24日 指定番号：55

【解説】

神護寺は寛文3（1663）年に山王権現の神宮寺として浅野長直（赤穂浅野家初代藩主）によって再建された。手洗石は大石内蔵助良欽が寄進したもので、寛文5（1665）年の銘が見られる。石燈籠は大石頼母助良重・内蔵助良雄両者の寄進で、それぞれ寛文6（1666）年、貞享4（1687）年の銘がある。

良欽、良重寄進の石造物は、赤穂城完成（1661年）から間もなくであり、当地が赤穂城の鬼門にあたることから、築城工事の完成記念、浅野家等の武運長久を祈願して寄進したと考えられる。良雄寄進の石燈籠も含めて、山王権現社（神護寺）と藩主浅野家及び家老大石家との密接な関係を窺わせるものである。



市指定文化財

鳥井町地蔵堂（付）石造地蔵坐像及び名号石 とりいちようじぞうどう（つれたり）せきぞうじぞうぞうおよびみょうごうせき

区分：有形文化財 種別：建造物 数量：1棟
 所有者：鳥井自治会
 指定年月日：平成23（2011）年3月31日 指定番号：56

【解説】

『妙道寺旧記』によれば、元禄11（1698）年に鳥井坂の火葬場に石造の地蔵菩薩坐像が造られ、享保6（1721）年に地蔵堂が建立されたという。明治25（1892）年に火葬場跡の土地整理が行われた際、地蔵像、地蔵堂、名号石は現在地に移転した。

明治25（1892）年と平成9（1997）年に改造、修理が行われているが、建築的価値を示す細部はよく残されており、原形をよくとどめている。堂前にある花崗岩製の名号石は、『妙道寺旧記』によると地蔵堂が建造された翌年の享保7（1722）年に建立されたものという。



市指定文化財

有年考古館収蔵考古資料 うねこうこかんしゅうぞうこうこしりょう

区分：有形文化財 種別：考古資料 数量：1,250点
所有者：赤穂市教育委員会
指定年月日：昭和63（1988）年3月30日 指定番号：10

【解説】

有年考古館は、松岡秀夫が昭和25（1950）年に設立した考古・民俗の私設資料館である。設立者松岡秀夫は、旧赤穂郡域（現在の赤穂市、相生市、上郡町）が播磨・吉備両域の接壤地帯として重要な歴史的位置を占めながら、播磨国風土記において当郡の部が欠落して遺されていないことを遺憾とし、資料を収集保存して郷土史の学術的研究に資し、また公開展示して後継を育成するために考古館を設立した。収集された考古資料のうち、旧赤穂郡に関する1,250点が赤穂市指定文化財となっている。

なお平成23（2011）年からは考古館と資料は赤穂市に一括寄贈され、赤穂市立有年考古館として運営されている。



市指定文化財

有年原・田中遺跡出土柱部材 うねはら・たなかいせきしゅつどはしらぶざい

区分：有形文化財 種別：考古資料 数量：1点
所有者：赤穂市教育委員会
指定年月日：平成17（2005）年3月24日 指定番号：45

【解説】

有年原・田中遺跡で出土した弥生時代後期の建築部材で、全長196cm、直径22cmを測るヒノキの柱部材である。柱頭部分に横架材を受ける欠込みがあり、側面の両側には約30cm間隔で交互に向きを変え、3段と2段の5段に貫穴が穿たれている。柱尻部の貫穴の途中で折損しているために元の全長は不明であるが、この残存部分が地上に構築されていた柱部であり、地中に埋められていた柱部分は失われている。

建築部材の出土することの少ないこの時代において、建築史を考えるうえで重要な資料となっている。



市指定文化財

西有年・長根遺跡出土木摺臼 にしうね・なごねいせきしゅつどきずりうす

区分：有形文化財 種別：考古資料 数量：1組
所有者：赤穂市教育委員会
指定年月日：平成17（2005）年3月24日 指定番号：46

【解説】

木摺臼は上臼（雌臼）、下臼（雄臼）の対で一組をなすもので、本遺物はその上臼（材質・二葉松）である。2人が臼の左右に対座して、上臼の中程に掛けられた藁縄を交互に引っ張ることにより、臼は半回転ずつ逆回転する。この反復作業を繰り返すことにより、上臼内に入れられた脱穀した粃が粃殻と玄米に分別される装置で、直径36～46cm、高さ24cmを測り、臼内の中程には軸受け板が残存している。この軸受け板は、下臼より突き出した芯棒を確実に受け止め、上臼の回転運動を安定させ、作業を可能にするものである。

井戸遺構で伴出した遺物等から考察して室町時代の所産であり、出土資料としては我が国最古のもので、極めて貴重な考古資料である。



市指定文化財

有年原・田中遺跡墳丘墓出土土器 うねはら・たなかいせきふんきゅうぼしゅつどき

区分：有形文化財 種別：考古資料 数量：一括
所有者：赤穂市教育委員会
指定年月日：平成21（2009）年4月20日 指定番号：54

【解説】

有年原・田中遺跡は、弥生時代中期から室町時代に至る複合遺跡である。

墳丘墓出土土器は、いずれも墳丘墓の周溝内外にかけて出土した供献土器と考えられる装飾壺・装飾器台・大型装飾高坏などである。大型装飾高坏はほぼ完形に復元されているが、装飾壺・装飾器台は大半が破片である。

陸橋部と突出部をもつ1号墳丘墓は前方後円墳の祖形とも言えるもので、後の埴輪へとつづく装飾土器祭祀を行っていることとあわせ、日本の弥生時代から古墳時代への移り変わりを物語るうえで欠かせない考古資料である。



市指定文化財

義士墨跡並びに富森助右衛門筆記 ぎしぼくせきならびにとみのもりすけえもんひっき

区分：有形文化財 種別：歴史資料 数量：2巻
所有者：赤穂市教育委員会（管理者）歴史博物館
指定年月日：平成7（1995）年5月25日 指定番号：19

【解説】

義士墨跡は、赤穂事件の後に熊本藩細川綱利邸に預けられた大石以下の義士から、同藩家中堀内伝右衛門が所望した手蹟を張り合わせて1巻としたものである。

富森助右衛門筆記は、富森が熊本藩御預け中の元禄16（1703）年正月24日、同じく堀内伝右衛門の求めに応じて、討入とその翌日の行動について記した筆記である。吉良の首級をあげる場面については磯貝十郎左衛門による加筆を受け、それを富森が改めて浄書したのが本筆記である。討入の状況を当事者が記したものとして最も詳しく、赤穂市を代表する歴史を物語るうえで欠かせない好史料である。



市指定文化財

木造浅野赤穂藩主坐像（付）厨子3基 もくぞうあさのあこうはんしゅぎぞう（つけどり）ずしさんき

区分：有形文化財 種別：歴史資料 数量：3基（付）厨子3基
所有者：光浄寺（管理者）新田自治会
指定年月日：平成7（1995）年5月25日 指定番号：20

【解説】

赤穂市新田の光浄寺に安置されている、浅野家三代の藩主像である。光浄寺のある新田は、初代藩主浅野長直が正保3（1646）年から干拓事業を開始して慶安3（1650）年に開村した戸島新田村を前身としている。

坐像のうち初代と二代はほぼ同時期の頃の作、三代像は幾分時期が異なると考えられるが、江戸時代に京都の仏師作家の手によって制作されたと推定され、18世紀後半の所産と考えられる。

なお光浄寺は元文2（1737）年に創建されたことが明らかで、浅野長直の命日にあたる8月24日には現在も「たくみさん」と称して法要が行われている。



市指定文化財

黒尾須賀神社義士画像図絵馬及び奉納額 くろおすがじんじゃぎしがぞうずえまおよびほうのうがく

区分：有形文化財 種別：歴史資料 数量：50面
所有者：有年牟礼黒尾地区（管理者）歴史博物館
指定年月日：平成8（1996）年3月29日 指定番号：22

【解説】

牟礼東村の立花氏の発起で、立花林兵衛・同伊三郎・柏木与三右衛門を世話人として調製され、嘉永2（1849）年、有年牟礼黒尾の須賀神社に奉納された絵馬である。義士絵馬49面と奉納額、合わせて50面が奉掲されており、絵師は京狩野派の菅原永得で、奉納者はいずれも牟礼東村の住人である。

旧赤穂郡内に所在する24の義士絵馬のうち、本史料は旧赤穂藩領ではないものの最古であり、義士のまち赤穂市にとって、欠かせない歴史史料である。

なお長年風雨にさらされて顔料や文字が薄れてしまったため、平成28（2016）年に赤穂市立歴史博物館へ寄託された。現在、絵馬堂にはレプリカが展示されている。



市指定文化財

木生谷三宝荒神社義士画像図絵馬（付）牽馬図絵馬 1面

きゅうのたにさんぼうこうじんじゃぎしがぞうずえま（つけどり）けんばずえまいちめん

区分：有形文化財 種別：歴史資料 数量：48面
所有者：木生谷三宝荒神社
指定年月日：平成8（1996）年3月29日 指定番号：23

【解説】

本絵馬は、四十七士に菅野三平像を加えた計48面が見られる。大石内蔵助良雄像、大石主税良金像、菅野三平像には「義信」の落款が見られ、内蔵助像には奉納時期を示す「慶応元乙丑季（1865年）九月」の年記を読み取ることができる。また、絵馬には奉納者の名前が記されており、木生谷及び周辺の在住名者や集団名が見られる。

この義士画像図絵馬は、赤穂藩領に所在する江戸時代唯一のものであり、四十七士全員の絵馬が漏れることなく残されている。絵師は赤穂出身の法橋として著名な長安義信であり、義士の町、赤穂市にとって格好の歴史資料・美術史料として非常に価値が高い。



市指定文化財

三十六歌仙絵扁額 (付) 布袋図絵馬 1面 さんじゅうろっかせんえへんがく (つれたり) ほていずえまいちめん

区分：有形文化財 種別：歴史資料 数量：6面
 所有者：周世自治会（管理者）歴史博物館
 指定年月日：平成11（1999）年11月19日 指定番号：35

【解説】

この扁額は、寛文6(1666)年に浅野長直によって、周世にある高雄山の神護寺に奉納されたものである。扁額絵は、藩主の奉納物にふさわしく、板面に金箔を貼りつめ、その上に扁額1枚に6名ずつの歌仙が濃彩によって描かれている。また6枚の扁額のうち2枚の裏面には、奉納当初と考えられる墨書が認められる。

各歌仙がやまと絵の手法によりながら、それぞれに個性豊かな相貌で表されていて、江戸時代初期の作風を伝えるものである。



市指定文化財

赤穂東浜信用購買利用組合文書 あこうひがしはましんようこうばいりようくみあいもんじょ

区分：有形文化財 種別：歴史資料 数量：一括
 所有者：赤穂市教育委員会（管理者）歴史博物館
 指定年月日：平成12（2000）年3月31日 指定番号：37

【解説】

赤穂東浜は、近世初頭から入浜塩田による本格的な製塩が開始され、専売公社の発足した明治時代後期には面積152町4反2畝21歩、生産高133,000石を誇った。

専売制度下の大正13(1924)年、赤穂東浜信用購買利用組合が成立したが、この組合の昭和47(1972)年の解散までの約半世紀の記録がこの文書であり、日本の製塩業における激動と産業革命を物語る貴重な史料である。



市指定文化財

光明寺町石 こうみょうじちょうせき

区分：有形文化財 種別：歴史資料 数量：6基
 所有者：光明寺（4基）赤穂市教育委員会（2基）
 指定年月日：平成13（2001）年12月19日 指定番号：39

【解説】

黒沢山光明寺は西播磨の古刹で、旧地は同寺の奥の院として黒沢山の山頂近くにある。多くの塔頭を持つ大寺院だったが、天文7(1538)年の尼子晴久の兵乱で堂宇を焼かれてからは衰運をたどり、残っていた1坊が文政2(1819)年に山麓に移って以後は、長く荒廃にまかされていた。しかし平成2(1990)年以来、寺によって大師堂や庫裏が順次建てられ、奥の院として整備が進められた。

光明寺町石は、五輪塔の地輪部(基礎)を長くした長脚五輪卒都婆形式のもので、基礎部に經典名や町数、願主名などが刻まれている。かつて光明寺への参道に置かれていたもので、現在6点が残されており、うち2点は赤穂市立有年考古館敷地内に移設されている。



市指定文化財

前句集額 まえくしゅうがく

区分：有形文化財 種別：歴史資料 数量：1面
 所有者：大避神社（管理者）西有年自治会
 指定年月日：平成14（2002）年3月29日 指定番号：40

【解説】

西有年の大避神社は別名を野々宮ともいい、宝暦12(1762)年刊の『播磨鑑』に「赤穂郡内数ヶ所に勧請す、有年の野々宮・岩木の宮等也」とある古社である。

この額は境内南にある須賀神社本殿の床下から発見されたもので、明和5(1768)年の記録が読み取れる。前句は元禄時代(1688～1704)から庶民文芸として流行した雑俳の一種であり、「四季句」として後句が7句出題され、これをうけた前句が25句読まれている。肩書きに在地を示した地名があり、肩書きが記載されていないものは、有年周辺の者と推測される。

当時の文芸隆盛の様子が窺えるもので、市内では最古の例である。



市指定文化財

暦法算額絵馬 れきほうさんがくえま

区分：有形文化財 種別：歴史資料 数量：1面
所有者：大津八幡神社（管理者）歴史博物館
指定年月日：平成16（2004）年4月20日 指定番号：43

【解説】

当絵馬は、浜田文治（出口屋・大津村庄屋）が寛政3（1791）年9月に大津八幡神社に奉納した暦法算額絵馬である。額面はマツ材の一枚板。

算額絵馬とは、幾何学の問題と回答を記し、問題が解けたことを神仏に感謝し、より一層の精進を誓って奉納された絵馬であり、絵馬は授時暦（中国・元の暦）をもとに寛政4（1792）年の月ごとの定朔（朔日・新月）、定望（15日・満月）を試算したものである。

江戸時代の和算の水準を示すものとして高い評価のある算額絵馬のうち、暦法を記した絵馬は珍しく、全国4例のうちでも当絵馬は最古のものである。



市指定文化財

井口半蔵・木村孫右衛門連署起請文 いぐちはんぞう・きむらまごえもんれんしよきしょうもん

区分：有形文化財 種別：歴史資料 数量：1点
所有者：赤穂市教育委員会（管理者）歴史博物館
指定年月日：平成17（2005）年3月24日 指定番号：47

【解説】

江戸時代の刃傷事件ののち、旧浅野家中の井口半蔵と木村孫右衛門が連署で同志たることを誓って、大石内蔵助に差し出した起請文である。元禄15（1701）年4月21日付けでしたためられているが、この起請文は、いったん返却され、受け取った者は除外、反発したものを同志としたもので、両人は同年8月に同志から離脱している。

神文は熊野牛玉宝印紙を用い、血判も見られる。討入りに参加しなかった者の起請文ではあるが、実際に参加した義士の起請文が現存する可能性は低く、赤穂事件にかかわる唯一の現存するもので、貴重な資料である。



市指定文化財

赤穂浅野家藩札 銀拾文目札 あこうあさのけはんさつ ぎんじゅうもんめさつ

区分：有形文化財 種別：歴史資料 数量：1枚
所有者：個人
指定年月日：平成28（2016）年8月31日 指定番号：60

【解説】

浅野長矩時代の延宝8（1680）年1月に発行された藩札。

札の表には「播州赤穂 延寶八庚申歳 正月吉祥日 銀拾文目」とある。ただし、後年に刷られた札も、当初の図柄・年月を踏襲したと思われる。

当時の藩札は銀10匁、銀1匁、銀5分、銀3分、銀2分の、合計5種類が発行され、厳しい専一流通が強制されていた。浅野家が元禄14（1701）年に改易した際、速やかに6歩（6割）替えて回収して焼却処分されたため、21年間だけ通用し、かつほとんど現存していないものである。



市指定文化財

赤穂浅野家藩札 銀貳分札 あこうあさのけはんさつ ぎんにぶさつ

区分：有形文化財 種別：歴史資料 数量：1点
所有者：個人
指定年月日：平成28（2016）年8月31日 指定番号：61

【解説】

浅野長矩時代の延宝8（1680）年1月に発行された藩札。

札の表には「播州赤穂 延寶八庚申歳 正月吉祥日 銀貳分」とある。ただし、後年に刷られた札も、当初の図柄・年月を踏襲したと思われる。

当時の藩札は銀10匁、銀1匁、銀5分、銀3分、銀2分の、合計5種類が発行され、厳しい専一流通が強制されていた。浅野家が元禄14（1701）年に改易した際、速やかに6歩（6割）替えて回収して焼却処分されたため、21年間だけ通用し、かつほとんど現存していないものである。



市指定文化財

赤穂緞通技法 あこうだんつうぎほう

区分：無形文化財 種別：工芸技術 数量：—
 所有者：赤穂緞通織保存会
 指定年月日：昭和59（1984）年3月31日 指定番号：6

【解説】

嘉永年間（1848～1855）、中広の児島なかは、佐賀と堺の緞通を調査研究して織機を試作し、緞通生産を開始した。明治20（1887）年頃には、早川宗助が指導を受け、御崎川口町に緞通場を設けた結果、明治30（1897）年代には皇室や枢密院などにも買上げられ、更に諸外国にも輸出されるなど隆盛した。

しかし昭和12（1937）年の綿花輸入制限から緞通生産は中断。昭和26（1951）年に再開するも、織子は2名を数えるのみとなっていた。そこで平成3（1991）年、赤穂市教育委員会が赤穂緞通織方技法講習会を開始し、赤穂緞通織保存会が結成された。現在では修了者たちがそれぞれ独自に赤穂緞通工房をもち、復活させている。



市指定文化財

牟礼八幡神社農耕図絵馬 むれはちまんじんじゃのうこうずえま

区分：有形民俗文化財 種別：信仰に用いられるもの 数量：1面
 所有者：牟礼八幡神社
 指定年月日：平成7（1995）年5月25日 指定番号：21

【解説】

有年牟礼の八幡神社に奉納されている、縦136.4cm、横187.6cmの木製扁額。杉板を横に並べ画版とし、これを9区画に分けて農作業絵、祭礼絵を描く。奉納は明治10（1877）年代と思われる。

近代の奉納ではあるが、農具と用法の描写がよく、特に地域独特の農具が明確に描かれるなど、江戸末期の農耕の実態をよく理解できる貴重な民俗資料である。



市指定文化財

ひがしうねはちまんじんじゃとうにんぎょうじ（つけたり）ひがしうねちんざはちまんじんじゃさいれいえまいちめん
 東有年八幡神社頭人行事（付）東有年鎮座八幡神社祭礼絵馬 1面

区分：無形民俗文化財 種別：風俗慣習 数量：—
 所有者：東有年八幡神社頭人祭保存会
 指定年月日：平成18（2006）年3月31日 指定番号：49

【解説】

東有年の八幡神社で行われる秋の祭礼は、3人の稚児頭人を3年輪番制でくじ引きして「初頭」、「二番頭」、「三番頭」と呼び、この頭人を中心とした様々な古習を行う。特に神田での田植え行事、オハケと呼ばれるつくりもの、川での祓い清め、オゴケづくり、屋台行事、形骸化してはいるが流鏝馬行事などがあり、市内でも特に頭人に関する行事がよく残されている。

また同神社に奉納されている祭礼絵馬は文政元（1818）年に奉納されたもので、山頂の八幡神社から東有年の街道筋を、神輿がお旅所まで練り歩く様子を描く。



市指定文化財

あこうはちまんぐうしんこうしきのとうにんぎょうれつ（つけたり）さいれいしだいとうもんじよななじゅうごてん
 赤穂八幡宮神幸式の頭人行列（付）祭礼次第等文書75点

区分：無形民俗文化財 種別：風俗慣習 数量：—
 所有者：尾崎地区自治会連合会
 指定年月日：平成23（2011）年10月5日 指定番号：57

【解説】

赤穂市尾崎にある赤穂八幡宮の秋の祭礼に伴う頭人行列であり、寛文元（1648）年の文献にはすでに「頭人」の記録が残されている。また明治34（1901）年の『壹番頭諸入用控』などから、少なくとも近代以降、現在に至るまでほぼ同様の行列形態が保たれていることがわかる。

赤穂八幡宮神幸式の頭人行列は、市内の神社祭礼で行われる頭人行列と比較しても、神幸式における役割と規模は大きく、最も古い形態が唯一保持されているものであり、当地域の祭礼を特色づける貴重な無形民俗文化財である。



市指定文化財

塩屋荒神社屋台行事 しおやこうじんじゃやたいぎょうじ

区分：無形民俗文化財 種別：風俗習慣 数量：一
所有者：塩屋屋台保存会及び塩屋西屋台保存会
指定年月日：平成28（2016）年8月31日 指定番号：62

【解説】

塩屋荒神社は皇極天皇のときに秦河勝の神像を祀ったことに始まると伝わり、延宝3(1675)年の一字再興記録が文献上での初見である。

塩屋荒神社で行われる屋台行事は、文久2(1862)年にはすでに行われていたもので、現在は10月の秋祭りにおいて、東西2地区の大屋台のほか多数の子供屋台等が使用され、途切れることなく唄われる伊勢音頭を背景として、練りや差し上げが行われる優美な行事である。

その歴史は少なくとも明治時代に遡り、市内における屋台行事として貴重であり、文化財的価値がある屋台等を維持している点で、無形民俗文化財に指定された。



市指定文化財

鳥撫荒神社獅子舞 となでこうじんじゃししまい

区分：無形民俗文化財 種別：民俗芸能 数量：一
所有者：天和獅子舞保存会
指定年月日：平成8（1996）年3月29日 指定番号：25

【解説】

鳥撫荒神社は、池田輝政の勧請した銭島八幡神社が尾崎に移された後、その社を荒神山に移し祀ったものという。

獅子舞は伊勢系の神楽獅子であり、豊作を祝い、神に感謝する舞として明治後半頃に千種川筋の高野・木津・高雄等の獅子舞を習得して始められたと伝わる。舞は豊富で16種類行われている。

市内にある芸獅子のなかで、その芸の豊富さは屈指である。



市指定文化財

坂越盆踊り さこしぼんおどり

区分：無形民俗文化財 種別：民俗芸能 数量：一
所有者：坂越盆踊り保存会
指定年月日：平成19（2007）年3月30日 指定番号：51

【解説】

坂越は湾状地形をしていて平地が少なく、盆踊りを行うための広場がなかったため、道上で2列に並んで盆踊りを行う独特の風習があった。享和3(1803)年の『御役用諸事控』には踊りは2カ所でなされ、取締りを受けているという記録がある。その後も継承されてきたが、大戦中は中断、戦後は青年団などで復活した。

昭和52(1977)年には「坂越盆踊り保存会」が結成され、現在に至っている。



市指定文化財

赤穂浜鋤き唄 あこうはますきうた

区分：無形民俗文化財 種別：民俗芸能 数量：一
所有者：赤穂浜鋤き唄保存会
指定年月日：平成19（2007）年11月22日 指定番号：52

【解説】

浜鋤きとは塩田作業の一つで、塩田面に海水の上昇を促すため、牛犁・鉄万鋤等の用具を用いて、固くなった地盤を掘り返す重労働のことで、その際に浜男たちによって唄われていたのが「浜鋤き唄」である。浜鋤き唄は遅くとも江戸時代の中頃(18世紀)には、赤穂塩田で働く人々(浜子・浜男)によって唄い続けられてきたと考えられている。

現在は保存会が結成され、採譜された浜鋤き唄を民謡風にアレンジして新唄とし、尺八や三味線等も加わって当時のものとは異なっているが、元来の浜鋤き歌もあわせて伝承されている。



市指定文化財

おさき・おおつかこふん(つげたり) しゅつどいぶつじゅうにてんおよび あざおおつかこふんちょうさしよるいつづり
尾崎・大塚古墳(付)出土遺物12点及び『字大塚古墳調査書類綴り』

区分: 史跡 種別: 遺物包含地等の遺跡 数量: 1基
所有者: 赤穂市
指定年月日: 平成8(1996)年3月29日 指定番号: 26
【解説】

赤穂市尾崎の丘陵上に単独で存在する、古墳時代後期の横穴式石室墳である。墳丘は崩壊しているが、現在の墳丘径は約19mを測る。内部主体は両袖式の横穴式石室で、玄室は長さ4.1m、幅2.1m、高さ2.5m、現存する羨道は長さ4.5m、幅1.3m、高さ1.25mを測る。出土遺物から6世紀後半と推定される。

古墳は瀬戸内海を臨む位置にあり、周囲は平地の見られない場所であることから、漁業を生業とした被葬者像が想定されている。

明治41(1908)年の発掘調査記録『字大塚古墳調査書類綴り』が残されており、出土遺物12点と共に指定されている。



市指定文化財

伝大石良雄仮寓地跡 でんおおいしよしたかかぐうちあと

区分: 史跡 種別: その他 数量: 1,643.46㎡
所有者: 赤穂市
指定年月日: 平成9(1997)年3月31日 指定番号: 29
【解説】

赤穂市尾崎の赤穂八幡宮の東南、小字観音堂の東に位置する。元禄頃にはここに、大石内蔵助良雄の家扶妹尾孫左衛門の兄元屋八十右衛門の宅があり、その山側に離れ座敷があったようである。通称を「おせど」という。

元禄14(1701)年3月14日の刃傷事件の後、家中の屋敷明渡しに4月15日に行われ、大石は5月7日から6月25日まで、おせどに寓居していたようである。わずか50日足らずであるが、赤穂事件の主役に関係する土地として史跡指定にふさわしい。現在は社や池泉が残され、桜の名所としても知られている。



市指定文化財

三味線製作技法 しゃみせんせいさくぎほう

区分: 選定保存技術 種別: 工芸技術 数量: 1人
保持者: 目坂進
認定年月日: 平成7(1995)年5月25日 認定番号: 5
【解説】

三味線(三弦)は、日本の代表的な民俗楽器であり、浄瑠璃・常磐津・清元から、長唄・小唄に至るまで、邦楽・邦舞・民俗芸能の楽器として、古くから、且つ広く庶民の生活とのつながりを持ち続けて来た。しかも、現在、緻密で質の高い三味線製作が要求されている。

工芸技術は地味であるだけに、人々の耳目に触れる機会が乏しい。それだけに、赤穂に伝承されている三味線の全工程を一貫製作する三味線製作を赤穂市選定保存技術に選定し、目坂進を保持者として認定している。



市指定文化財

宮大工の技術 みやだいくのぎじゅつ

区分: 選定保存技術 種別: 工芸技術 数量: 1人
保持者: 和田貞一
認定年月日: 平成12(2000)年3月31日 認定番号: 7
【解説】

宮大工とは、神社仏閣の建築や補修に専門的に関わる大工であり、日本列島の自然環境に適した木造建築への深い造詣が必要な職業である。その特徴として、木材の精密な加工を行うことによって釘を使わない「木組み」による建築を行う点があり、市内では見られず、全国的にもその技術の継承は困難となってきた。

和田貞一は、宮大工の伝統技術を体系的に受け継いでおり、また槍鉋・手斧などの工具やさし金の用法にも熟練していることから、保持者として認定している。



認定の解除

建造物彩色 けんぞうぶつさいしき

区分：国文化財保存技術
数量：1人
認定年月日：昭和54年4月21日
種別：—
保持者 山崎昭二郎
解除年月日：平成5年5月28日

【解説】
山崎昭二郎は、東京美術学校図案課を卒業後、建造物彩色の文様研究に携わり、国宝平等院鳳凰堂、薬師寺東塔、唐招提寺金堂をはじめ、多数の国宝・重要文化財の建造物彩色模写を製作した。模写には豊富で専門的な装飾技術ならびに知識が必要で、昭和54(1979)年4月21日に全国初の建造物彩色選定保存技術保持者に認定された。平成5(1993)年5月28日死去。

認定の解除

赤穂緞通の織方技法 あこうだんつうのおりかたぎほう

区分：市選定保存技術
数量：1人
認定年月日：昭和59年3月31日
種別：工芸技術
保持者 山本マサノ
解除年月日：平成14年9月15日 認定番号：2

【解説】
赤穂緞通は、鍋島・堺と並び日本三緞通の一つで、明治・大正期に栄えた産業である。山本マサノは、大正4(1915)年1月22日に生まれ、12歳から緞通をはじめて15歳に一人前となり、昭和12(1937)年まで織ったが戦中は中断し、昭和26(1951)年から再び西田緞通にて勤務。従事年数は通算で40年を超えていたが、平成14(2002)年9月15日に死去。

認定の解除

播州箕・竹籠類 編方技法 ばんしゅうみ・たけかごるい あみかたぎほう

区分：市選定保存技術
数量：1人
認定年月日：平成7年5月25日
種別：工芸技術
保持者 谷本拙三
解除年月日：平成15年7月31日 認定番号：6

【解説】
大正7(1918)年7月11日に生まれた谷本拙三は、幼少から竹細工に興味をもち、18歳頃には一人前となった。竹製品の製作には、素材の選別、製作技法に関する高度な知識と専門性が必須で、不断の研究を行って特に播州箕及び竹籠類の製作については西播磨随一であった。平成15(2003)年7月31日に死去。

認定の解除

三味線製作技法 しゃみせんせいさくぎほう

区分：市選定保存技術
数量：1人
認定年月日：平成7年5月25日
種別：工芸技術
保持者 目坂五郎
解除年月日：平成19年2月2日 認定番号：5

【解説】
目坂五郎は明治42(1909)年4月17日に生まれ、幼少より三味線に興味を持ち、学校卒業後は三味線屋に奉公した。27歳で赤穂に帰郷、胴皮張りの商売を始め、確かな腕前が信用を生み、戦時中を除き繁盛した。三味線製作の全工程を一貫製作できる職人は珍しく、また次男の進に技術を伝承し、技法の継承が行われた。平成19(2007)年2月2日死去。

認定の解除

和船建造の技術 わせんけんぞうのぎじゅつ

区分：市選定保存技術
数量：1人
認定年月日：昭和59年3月31日
種別：工芸技術
保持者 湊隆司
解除年月日：平成26年5月21日 認定番号：3

【解説】
湊隆司は昭和3(1928)年1月14日に生まれ、昭和20(1945)年播磨造船徒弟学校を卒業後、造成所勤務で船匠の腕を磨いた。昭和31(1956)年に独立した後は和船、機帆船の新造修理に従事した。特に坂越の船祭に使用する祭礼用和船の修理を一手に引き受けた、赤穂市唯一の船大工であった。平成26(2014)年5月21日死去。

認定の解除

赤穂緞通の織方技法 あこうだんつうのおりかたぎほう

区分：市選定保存技術
数量：1人
認定年月日：昭和59年3月31日
種別：工芸技術
保持者 阪口キリエ
解除年月日：平成29年9月16日 認定番号：1

【解説】
阪口キリエは大正10(1921)年1月22日に生まれ、11歳から緞通織を開始、15歳で一人前となり、昭和26(1951)年から西田緞通場で39年間、織り子を務めた。平成3(1991)年からは赤穂緞通唯一の織り子として、赤穂市教育委員会主催の赤穂緞通織方技法講習会の講師となり、後継者育成に努めた。平成29年(2017)9月16日死去。